

令和 8 年3月6日

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 岩田史昭 様

総務省総合通信基盤局
電波部電波環境課監視管理室

無線局の適正な使用について(ご依頼)

平素より、総務省の情報通信行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日開催されました第80回国民スポーツ大会冬季大会において、無線局の免許の有効期限を過ぎての使用や国内では利用できないアナログ簡易無線局の使用など、電波法令に違反する使用事例が確認されております。

本事案を受け、貴団体を含む傘下団体に対して、改めて無線局の適正な使用及び法令遵守の徹底について周知いただきますよう、下記のとおり依頼申し上げます。

記

・無線局の適正な使用について

無線局の免許を取得しているのか、無線局の免許の有効期限が過ぎていないか、又はお使いの無線設備に技適マーク(技術基準適合証明等のマーク)があるかなどご確認をお願いします。

なお、無線局開設の手続き等に関する詳細な内容につきましては、以下の URL をご確認ください。

無線局開局の手続き: <https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/index.htm>

電波のルール <https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/index.htm>

つきましては、貴団体内及び所属団体に対し、速やかに情報共有いただけますと幸甚に存じます。

今後とも、無線局の適正な使用ならびに電波法令遵守へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室

担当: 下地電波監視官、斎藤官、波多野官

電話: 03-5253-5911

E-mail: monitoringoffice_ad@ml.soumu.go.jp